

しょうがいふくし けいやくしょ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 契 約 書

さま い か りようしゃ じえい い ひらいずみほうもんかいご
様（以下「利用者」という。）と J A いわて 平 泉 訪 問 介 護 セ ン
ターもちっこ（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護、重度訪問
介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

もくてき
(目的)
だい じょう ほんけいやく りようしゃ きょたく じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
第 1 条 本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる
よう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護等を適切に提供することを
さだ
定める。

き かん
(期間)
だい じょう ほんけいやく けいやくきかん れいわ ねん がつ にち りようしゃ かいごきゅうふひしきゅうき かんまんりょうび
第 2 条 本契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の介護給付費支給期間満了日
までとする。
2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が
ない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間満了後に改めて支給決定された場合、契約は更新
されるものとする。

きょたくかいごけいかくおよ けいやくしきゅうりょう
(居宅介護計画及び契約支給量)
だい じょう じぎょうしゃ りようしゃ じゅきゅうしゃしょう きさい きょたくかいごとう しきゅうりょう ふ りようしゃ
第 3 条 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護等の支給量を踏まえ、利用者の
かだい いこう はあく かいぎ ひら りようしゃ きょたくかいごけいかく さくせい きょたくかいごけいかく じ
課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成する。居宅介護計画は、事
ぎょうしゃ りようしゃ せつめい どうい え さくせい うつ りようしゃ こうふ
業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付する。
りようしゃ ずいじきょたくかいごけいかく せつめい もと いけん の へんこう もと
利用者は随時居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができ
る。
2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載する。
3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知ら
せるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとする。

ないよう
(サービス内容)
だい じょう りようしゃ りよう きょたくかいごとう ないよう しょうがいふくし じゅうようじこうせつめいしょ い か
第 4 条 利用者が利用できる居宅介護等の内容は、「障害福祉サービス重要事項説明書」（以下
「重要事項説明書」という。）に定めたとおりとする。事業者は、その指揮命令のもとに、居宅
かいごとう じゅうぎょうしゃ りようしゃ きょたくとう ほうもん ぜんじょう さだ きょたくかいごけいかく
介護等サービス従業者を利用者の居宅等に訪問させ、前条に定める居宅介護計画にもとづい
てきせつ ていきよう
て適切にサービスを提供する。

（利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払うものとする。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領する。

- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月23日まで支払うものとする。

（利用の中止、変更及びキャンセル料）

第6条 利用者は、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、利用日の2日前日までに事業者連絡するものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業所にお支払いいただく場合があります。

（事業者の基本的義務）

第7条 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行うものとする。

- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供する。

（事業者の具体的義務）

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。（安全配慮義務）

- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明する。（説明義務）

- 3 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示してはならない。

（守秘義務）

- 4 事業者は、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をしてはならない。（身体拘束の禁止）

- 5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存する。利用者は事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時）に本人の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることができる。（記録保存整備義務）

（事故と損害補償）

第9条 事業者は、サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償するものとする。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとする。

利用者が死亡した場合

2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

3 事業所が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

4 第11条から第13条に基づき本契約が解約または解除された場合

5 第2条の契約期間が満了した場合

(ただし、満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く)

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができる。

この場合において、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとする。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができる。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができる。

2 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護等を実施しない場合

3 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合

4 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができる。

2 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

4 利用者がサービス実施地域以外に転居した場合

くじょうかいけつ
(苦情解決)

だい じょう りようしゃ ほんけいやく もと かん ずいじじゅうようじ こうせつめいしょ きさい
第14条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、随時重要事項説明書に記載されている
くじょうけつけまどぐち くじょう もう た
苦情受付窓口に苦情を申し立てることができる。

2 りようしゃ ほんけいやく もと かん じゅうようじ こうせつめいしょ きさい だいさんしゃいいん くじょう
利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情
もう た
を申し立てることができる。また、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会が
せっち うんえいてきせいかいいんかい くじょう もう た
設置している運営適正化委員会に苦情を申し立てることができる。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい じょう ほんけいやく さだ じこう もんだい しょう ばあい じぎょうしゃ しょうがいしゃ
第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者
そうごうしえんほう ほかしよほうれい さだ したが りようしゃ せい い きょうぎ
総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

れいわ ねん つき にち
令和 年 月 日

けいやくしゃしめい
契約者氏名

りようしゃ じゅうしょ
利用者 (住所)

しめい はん
(氏名) 印

りようしゃだいにん じゅうしょ
利用者代理人 (住所)

しめい はん
(氏名) 印

じぎょうしゃ じゅうしょ いわてけんいちのせきしたけやまちょう
事業者 (住所) 岩手県一関市竹山町 7番1号

しめい ひらいずみのうぎょうきょうどうくみあい
(氏名) いわて平泉農業協同組合

だいひょうり じくみあいちょう さとう かずのり
代表理事組合長 佐藤 一則 印

けいやくしょべっし
契約書別紙

りようしゃ
利用者

さま
様

この契約書別紙は、本契約に基づき、利用者個別の事項を定めます。

- 1 サービス提供責任者 氏 名 連絡先 0191-31-1538
- 2 提供するサービスの内容

ようび 曜日	じかんたい 時間帯	るいけい 類型	ないよう 内容	かいごきゅうふひたいしょう 介護給付費対象
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			

- 3 利用料金 お支払いいただく利用料は次のとおりです。

てきようこうもく 適用項目	きほんりようきん 基本料金	かいごきゅうふひ （介護給付費の1割）	かいごきゅうふひてきようがいりようきん 介護給付費適用外料金	うんちんとう （運賃等）
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
しゅうあ 1週当たりの合計		円		円
1ヶ月（4週）あたり、約 円程度のお支払いになります。				

お支払いいただく利用者負担額は、居宅介護等に要した費用の10%です。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算 居宅介護・同行援護は 40.2% 重度訪問介護は 32.8%を乗じて計算します。

月額上限負担額は、 円とします。

ただし、他の事業者からも居宅介護等の提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が指定した利用者負担上限管理者が算定し、その内容について利用者が承認した利用者負担額をお支払いいただきます。利用者が市町村から居宅介護等利用負担減額の決定を受けている場合には、事業者が利用者に代わって市町村から減額分の支払いを受け、減額後の利用者負担額をお支払いいただきます。この場合にも、利用者が指定した利用者負担上限額管理者が利用者負担額の管理を行う場合は、利用者負担上限額管理者が算定し、その内容について利用者が承認した利用者負担額をお支払いいただきます。

4 キャンセル規定

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

- ・ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ご利用日の前日午後5時以降にご連絡いただいた場合 → 利用料の10%

5 その他

上記の他に、お客様にご負担いただく料金は「重要事項説明書」のとおりです。

6 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

J A いわて平泉介護福祉センターもちっこ

でんわばんごう

電話番号：0191-31-1538

ファックス：0191-23-7157